

中標津町農業委員会委員の募集について

「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会委員の選出方法は、町長が議会の同意を得て任命する方法によることとなっており、また、委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦をいただくと同時に、農業者にこだわらず広く一般に公募することとなっております。

つきましては、令和8年7月20日付けで中標津町農業委員会委員を選任することになりましたので、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っていただける方を募集いたします。

募集方法につきましては、次のとおりです。

1 農業委員の業務

(1) 農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。

農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法その他法令の権限に属された事項の審議を行います。

(2) 農地等の利用の最適化の推進を実施します。

①担い手への農地利用の集積 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進

(3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務。

(4) 農業一般に関する調査及び情報の提供。

(5) 農地利用最適化推進委員の業務を兼務します。

①担当区域において地域の農業者等の話し合いを推進

②農地の出し手・受け手に対し農地利用の集積・集約化を推進

2 推薦及び応募について

(1) 町内の地区・全域からの推薦

農業者等3名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。

(2) 団体等の推薦

農業者等の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。

(3) 一般応募

3 推薦・応募の農業委員数

定数18人

4 推薦・応募の資格

(1) 中標津町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。

(2) 中標津町が設置する他の附属機関等の委員でない者。ただし、規定に農業委員会、農業委員とあるものを除く。

(3) 中標津町の職員でない者

※以下の方は推薦及び公募が出来ません。

・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※固定資産評価員及び固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育長及び教育委員の兼職は法律で禁止されております。

5 応募書類

該当する次の書類に住民票の抄本を添付し、必要事項を記載して中標津町農業委員会事務局まで提出してください。

(1)別記様式第1号「中標津町農業委員候補者推薦書」

※団体等の推薦については別記様式第2号

(2)別記様式第4号「代表者証明書」

(3)別記様式第3号「中標津町農業委員候補者承諾書」

(4)別記様式第5号「中標津町農業委員応募届出書」

書類の請求については農業委員会事務局にご連絡いただくか、もしくは、中標津町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

6 応募書類の提出

中標津町農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください。

※ファックス及び電子メールを除く。

郵送の場合の送付先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町農業委員会事務局

7 推薦・応募の期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月28日(火)までに必着(役場閉庁日を除く)

受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は、当日消印有効)

8 推薦及び募集状況の公表

推薦及び募集期間の中間の令和8年4月16日(木)及び終了後の令和8年4月30日(木)に、町ホームページに推薦及び募集状況を公表します。

9 公表内容

(1)推薦をする者及び推薦を受けた者並びに募集に応じた者の氏名、職業、年齢、性別等

(2)推薦を受けた者及び応募した者の経歴及び農業経営の状況、認定農業者該当可否

(3)推薦を受けた者及び応募した者の数及びそのうちの認定農業者の数

10 選任方法

推薦・応募の理由、年齢、性別、地域等を考慮し、中標津町農業委員候補者評価委員会において候補者の評価を行い、結果を町長に報告します。

町長は報告を受け、委員会の意見を参考に候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで農業委員を選任します。

11 農業委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

12 お問い合わせ

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町農業委員会事務局

電 話 0153-74-0902

ファックス 0153-73-5333

メールアドレス nougyou@nakashibetsu.jp